



事務連絡  
平成30年3月5日

各 { 都道府県  
保健所を設置する市  
特別区 } 衛生担当部（局） 殿

厚生労働省保険局医療課  
保険医療企画調査室長

施術管理者の要件について（周知のご依頼）

柔道整復師の施術に係る療養費（以下「柔道整復療養費」という。）の制度をめぐる様々な課題については、平成28年3月から、柔道整復師、保険者及び学識経験者を交えた社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会において中長期的な視点に立った療養費の在り方について議論が行われ、平成29年3月27日付けで「施術管理者の要件について」が報告書として取りまとめられました。

この報告書に基づき、柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件として、平成30年度から新たに施術管理者になる場合には、3年間の実務経験と研修の受講を要件とすることについて、「施術管理者の要件について（周知のご依頼）」（平成29年6月15日付け事務連絡）により周知を行ったところです。

また、平成29年11月20日の同検討専門委員会において、平成30年3月の国家試験で柔道整復師の資格を取得した後、すぐに施術管理者となる計画をしている方についての特例が認められ、加えて、平成30年1月31日の同検討専門委員会において、平成30年度における研修要件の緩和の特例が認められました。

貴職におかれましては、このことについて御了知いただくとともに、所管の養成施設及び関係団体への周知を行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。  
なお、本件につきましては、医政局医事課に周知済みであることを申し添えます。

（参考）

○社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会（厚生労働省 HP）

※報告書「施術管理者の要件について」は平成29年3月27日の資料を参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126707>

（照会先）

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111（内3276）

E-mail: [ryouyouhi@mhlw.go.jp](mailto:ryouyouhi@mhlw.go.jp)

船橋市  
收受

30.3.7

保健総務課